

帰国・外国人児童生徒等のためのオンライン日本語指導講座等実施業務委託仕様書

1 委託業務名

帰国・外国人児童生徒等のためのオンライン日本語指導講座等実施業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 目的

県内に散在する日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対し、在籍校と協力連携して適切な教育の機会を提供するとともに、学校生活への円滑な適応を促進する。

4 業務の内容

受注者は、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 対象者とオンライン会議システムを利用した面談を行い、対象者の日本語能力、家庭言語使用状況、学校や家庭の学習、文化的背景等の生活環境を把握する。
- (2) 対象者在籍校担当者にヒアリングを行い、学校での言語使用状況等を把握する。
- (3) (1) および(2)を踏まえて受講コースを決定し、同時双方向のオンライン通信による、日本語能力の向上、教科学習に要する日本語力と学力を定着させるための指導(以下、「日本語指導講座」という。)を実施する。なお、日本語指導講座は、小学校低～中学年対象のもの、小学校高学年～中学生対象のものを提供することとし、受講児童生徒数は、1講座1月程度としてのべ250人程度とする。
- (4) 対象者在籍校担当者への対象者学習状況の定期的な情報共有等を行う。
- (5) 日本語指導講座等の提供に必要な教材を準備し、対象者在籍校あて送付する。
- (6) 毎月の履行状況や、支援の成果、課題等を分析して、取組改善に向けた提言等を含めた実績報告書を作成する。

5 業務の対象

以下の学校に在籍する児童生徒を対象とする。

- ①和歌山県立中学校
- ②県内市町村(学校組合を含む。)立小・中・義務教育学校

6 業務履行日

業務履行日は、令和8年4月から令和9年3月までの期間に開講し、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び令和8年12月29日から令和9年1月3日までを除くものとする。

特別の事情がある場合にあつて、かつ、学校と受託者双方が同意した場合は、休日等に受講することができるものとする。

7 履行状況及び業務実績の報告

(1) 履行状況報告

①毎月の報告

受託者は、各月の委託業務終了後、10日以内に業務の履行状況を県に報告するものとする。

なお、報告様式については、受託者と県が協議して定めるものとする。

②業務改善

履行状況に問題があると県が判断した場合、受託者は調査の上、必要な改善を図るものとする。ただし、その改善内容が不十分であると県が判断した場合、県は業務改善について必要な指示を行うことができるものとする。

(2) 業務実績報告

受託者は、業務終了後、学校での支援の成果や課題等を分析し、取組改善に向けた提言等を含めた実勢報告書を作成し、県へ提出するものとする。

8 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

9 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

10 守秘義務

受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、受託事業者が県から受領又は閲覧した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏洩や開示してはならない。また、本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

11 著作権等

著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属する。

また、著作権、肖像権等、他の個人、団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

12 その他

(1) 受託者は、業務遂行にあたり、県と緊密な連携を図ること。

(2) 日本語指導講座等の実施に要する一切の経費は、委託費の中に含まれていること。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、その都度県と協議して決定するものとする。